

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントについて

目的

海洋環境等の保全に対する国際的な意識の高まり及び科学的知見の進展等を背景として、平成17年7月、IMO（国際海事機関）は、MEPC53（海洋環境保護委員会第53回会合）において船舶による大気汚染の防止のための規制強化を内容としたマルポール条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）を改正する決議を採択した。同改正は本年11月22日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

このため、当該改正内容を担保する必要があること、また、同改正を受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）（以下「海防法施行令」という。）が改正されることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）の関係省令についても改正する予定である。

概要

1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正

附属書VIの改正を受けた海防法施行令の改正において、船舶からの硫黄酸化物の放出に係る規制が強化される海域として新たに北海海域が追加されることから、同海域に入域する場合であって硫黄分の濃度が質量百分率1.5%以下の燃料油の使用を開始するときについても、

- ・使用を開始した時刻
- ・使用を開始した時刻における船舶の位置
- ・上記燃料油の搭載量

を航海日誌に記載することとする。（第12条の17の6関係）

2 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正

（1）附属書VIの改正を受け、国際大気汚染防止原動機証書（EIA PP 証書）及び国際大気汚染防止証書（IAPP 証書）の様式が変更されることから、指定の様式への改正を行う（別添資料参照）。

（第1条の12、第1号の3様式、第26条、第12号の4様式関係）

（2）施行日前に交付された証書については、施行日以後も引き続き有効とする経過措置を設ける。

3 施行期日

本省令は、附属書VIの改正が発効する本年11月22日に施行予定である。